

第 1 回 岳南地域豪雨災害減災協議会 議事要旨

○日 時 平成 29 年 3 月 13 日（月） 10：00～11：30

○会 場 静岡県富士総合庁舎 6 階 601 会議室

○出席者

（委員）

富士市長、富士宮市長、気象庁静岡地方気象台長、国土交通省中部地方整備局甲府河川事務所副所長、静岡県危機管理部課長（防災対策担当）、静岡県東部危機管理局長、静岡県交通基盤部河川砂防局長、静岡県富士土木事務所長

（事務局）

静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課・土木防災課、静岡県富士土木事務所
静岡県危機管理部危機対策課、静岡県東部危機管理局

1 議 事

- (1) 岳南地域豪雨災害減災協議会設立の背景、目的及び規約について
- (2) スケジュールについて
- (3) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有について
- (4) 減災の目標及び取組について
- (5) 意見交換

2 議事概要

- (1) 減災協議会規約（案）について
 - ・減災協議会規約（案）について確認し、了解を得た。
- (2) スケジュールについて
 - ・スケジュールについて確認し、了解を得た。
- (3) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有について説明
- (4) 減災の目標及び取組方針について説明

【出席者の主な発言内容】

[協議会構成員]

- ・富士宮市内を流下する河川においては地形的な要因等により山間地域や市街地で氾濫が発生しているため、洪水時の水害対策の強化が必要である。減災対策に関する以下の内容について検討願いたい。
 - ①市内には、浸水対策施設が多数設置されているが、現施設能力を最大限発揮するため、河積阻害の原因となる堆積土砂の撤去、河道内樹木の伐木をして頂きたい。
 - ②県が設置された情報共有可能な水位計は 9 か所ありますが、市内各河川すべてが水位周知河川でなく、また水位計が不足していることから、洪水時の避難判断に

難しい状況にありますことから、水位計及び流況が確認できるライブカメラ等の増設検討のお願いと、避難判断の基準となる水位到達情報が得られるよう水位周知河川の拡大をお願いしたい。

[事務局]

- ・今後の幹事会で議論・検討を行い、決定していく予定である。

[協議会構成員]

- ・治水施設整備の根本的な考えは変わるのか。

[事務局]

- ・治水施設の整備は流域の規模や人口・資産等から定めた目標規模に基づき行うものであり、発生頻度が高い洪水に対しての根本的な考えはこれまでと変わらない。近年、河川整備が進んだことにより、氾濫の発生頻度が減少しており、市民の方の被害への意識低下を懸念している。国の定めた「水防災意識社会 再構築ビジョン」にも示されている、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」という考えに基づき、県管理河川においても水防災に対する意識の再構築を図りたい。
- ・ハード整備については、限られた予算の中、緊急性や重要性、災害の発生履歴等を考慮し、優先順位をつけて着実に整備を進める予定である。

[協議会構成員]

- ・実際に避難する状況を考えてみると、近隣市町村の避難所のほうが近い住民も出てくる。その場合に、市町村境界をまたぐことも考えなくてはいけない。これまでよりも近隣市町村及び土木事務所との連携強化が必要と考える。

[事務局]

- ・静岡県ホームページにて GIS を用いた水位情報や災害情報などの提供を行っており、今後、情報を集約して地域住民にさらに活用してもらうことも検討している。
- ・氾濫のリスクを住民に知らせることは重要であり、現在、対象河川において想定される最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域図を検討中である。避難行動をとる場合、河川の氾濫状況によっては避難所への避難よりも垂直避難を選択する方が有効な場合もあるため、今後、ハザードマップ作成に資するよう浸水範囲や浸水深だけでなく氾濫流が到達する時間等についても各市に情報提供することを考えている。

(5) 意見交換

【出席者の主な発言内容】

[協議会構成員]

- ・住民への意識啓発として、来年度に国から富士川の想定最大規模に対する浸水想定区域図が公表されると聞いているが、和田川や小潤井川などの市内3河川を連動させた検討を行うべきではないか。

[協議会構成員]

- ・現在は、温暖化等の地球規模の気候変動により豪雨がいつ発生してもおかしくない状況であり、来年度の出水期に被害が発生する可能性も考えられる。ハード対策に時間がかかることからタイムラインの作成、運用等、できることから順次対応していくのが良いと考える。

[協議会構成員]

- ・富士川流域は、地形的に局地的な豪雨が発生しやすい地域特性を有しており、実際に豪雨も多い。大河川では、豪雨の発生危険度レベルというものを設定しているが、それを小河川においても設定する予定である。これらの危険度レベルは大河川については既に公表しているため、小河川についても今後、気象庁ホームページから公表する予定である。今後は、住民が情報を待つのではなく、取りに行くという姿勢が大事であると考え。

[協議会構成員]

- ・降雨の規模に関する情報を住民が認識することが重要と考える。行政だけでなく住民を含めた意識改革が必要と考える。

[協議会構成員]

- ・豪雨時において氾濫危険度を住民が判断することは難しいと考えており、住民が判断できるような材料(指標)が早急に必要である。

[事務局]

- ・水防法の改正では、地域の潜在的な危険度等について認識を深めてもらうため災害履歴の公表などが検討されている。今後、幹事会で住民への新たな周知方法を検討していきたい。

－ 以 上 －